

第5章 居住誘導区域について

1. 居住誘導区域の設定

(1) 居住誘導区域とは

居住誘導区域は、今後の人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるように、居住を誘導すべき区域です。

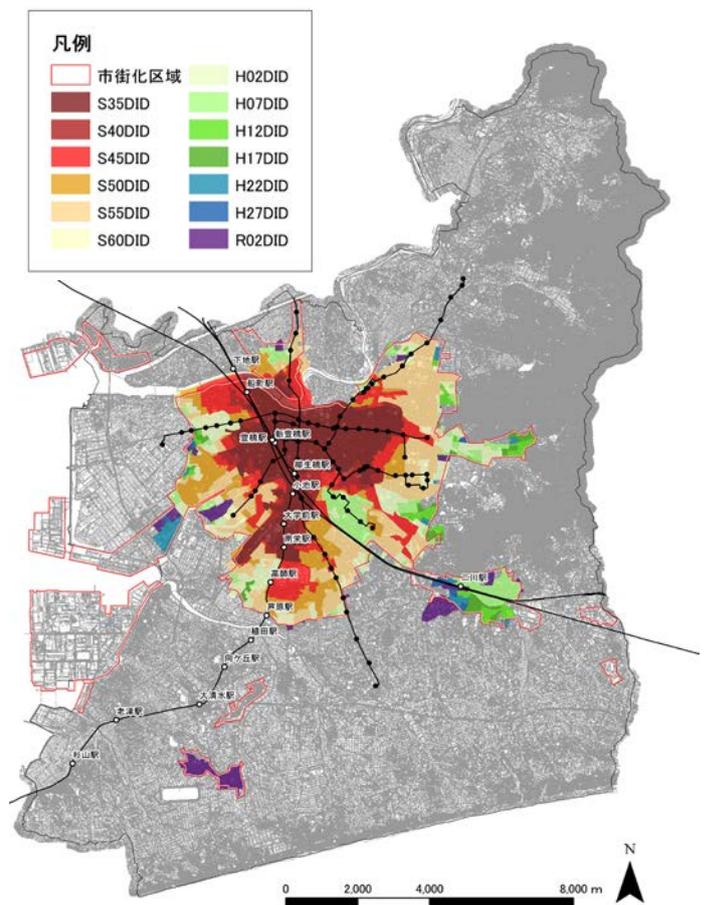
(2) 区域の設定方針

これまで本市においては、耕地整理事業や区画整理事業を通して、市街地が整備されてきています。人口の増加とともに人口集中地区は中心市街地を核として徐々に拡大してきました。

しかしながら、本市の市街化区域は当初の設定時（昭和45年当時）より、臨海部や郊外への工業系用途を除き、大幅な拡大は無く、これまでも都市計画の規制・誘導により、市街化区域への居住が集約化されてきています。

このため市街地では、都市機能が充実しており、当面はこれら都市機能の維持に必要な人口密度も保たれる見込みであることから、今後とも雇用の場の維持とあわせて、子育て世代をはじめとする就労世代の多様なライフスタイルを維持していきます。

同時に、人口減少・高齢化が進む中、便利な生活をおくることができる都市機能誘導区域の周辺や高度なサービス水準が確保された公共交通幹線軸の沿線へと、高密度な人口集積を図り、豊橋市都市計画マスタープランの目指す都市づくりの目標像、「快適に暮らせるやさしいまち」を実現します。



そこで、市街化区域の中で良好な居住環境を有し、今後とも居住を維持する区域として、市街化区域の商業系・住居系用途を基本に、居住誘導区域（法第 81 条第 2 項第 2 号に定められた居住誘導区域）を設定します。

また、都市機能誘導区域、J R 東海道本線及び豊橋鉄道渥美線の各駅の利用圏（半径 700 m 程度）、路面電車停留場・幹線バス停の利用圏（半径 400m 程度）を基本に、居住を積極的に誘導すべき区域として「歩いて暮らせるまち区域」を設定します。

なお、「歩いて暮らせるまち区域」には、コンパクトシティを目指す立地適正化の目的を達成するため、工業系用途地域においても、既に住居系土地利用が行われている区域を含め、居住誘導区域に設定します。

ただし、上記区域であっても、第 6 章 防災指針を踏まえ、法令により居住誘導区域に含まない区域や居住を誘導することが適当ではない区域については、「居住誘導区域」及び「歩いて暮らせるまち区域」から除外します。また、発生頻度が低い想定最大規模等^{* 1}の浸水想定区域については、地域における避難対策などのソフト対策による対応を基本とすることで、居住誘導区域から除外しないものとします。

「居住誘導区域」及び「歩いて暮らせるまち区域」は、道路などの地形地物や用途地域境界等を踏まえ、区域の境界を定めるものとします。

* 1 災害種別によっては想定最大規模や計画規模などといった発生頻度の異なるさまざまな規模の浸水想定区域が存在するため、洪水や高潮では想定最大規模を、津波では理論上最大想定モデルを想定最大規模等とする。

図 「居住誘導区域」及び「歩いて暮らせるまち区域」の設定方針

■ 居住誘導区域（法第 81 条第 2 項第 2 号に定められた居住誘導区域）

本市は既にまとまりのある市街地を形成しているため居住誘導区域については、以下の用途地域を基本に設定します。

[対象]

- 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域
- 上記以外の「歩いて暮らせるまち区域」

■ 「歩いて暮らせるまち区域」（本市独自設定）

以下のいずれかの条件を満たす区域を基本とします。

- 都市機能誘導区域
- 各拠点へのアクセス性に優れる公共交通幹線軸の沿線
(以下の各圏域は豊橋市の公共交通利用圏域)
 - ・豊橋鉄道渥美線等の鉄道各駅徒歩圏(半径 700m 圏)
 - ・路面電車の停留場、幹線バスのバス停徒歩圏(半径 400m 圏)

■ 上記のうち、第 6 章 防災指針を踏まえ、以下の区域は除外

【法令により居住誘導区域に含まない区域】

都市再生特別措置法により居住誘導区域に含まないこととされている以下の区域については、居住誘導区域及び歩いて暮らせるまち区域から除外します。

- 土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)【土砂災害防止法第9条】
- 急傾斜地崩壊危険区域(対策済のものを除く)【急傾斜地法第3条】

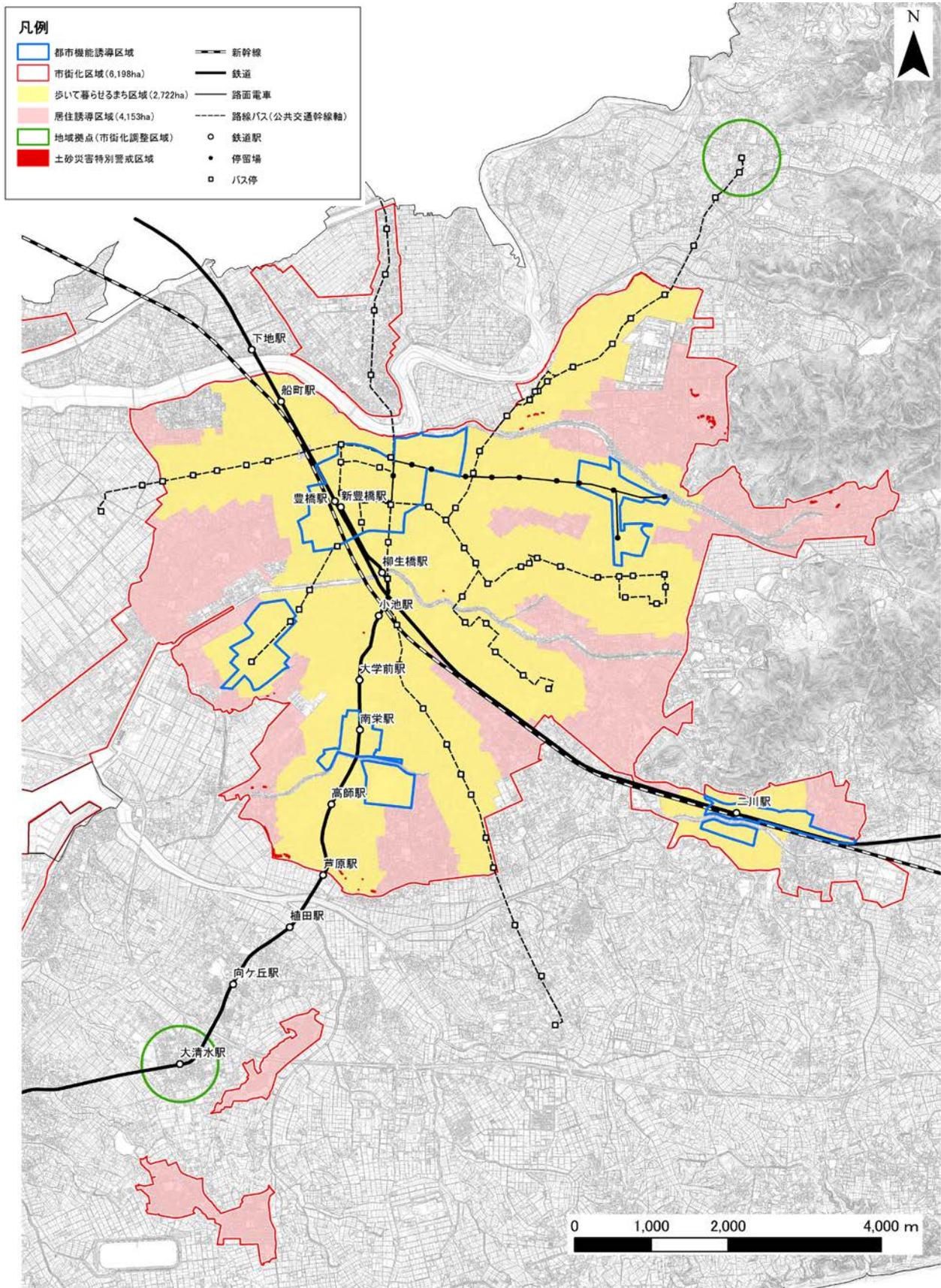
【居住を誘導することが適当ではない区域】

洪水や高潮において、浸水深 2 m 以上が想定される区域は、一般的な家屋の 1 階の軒下まで浸水すると想定されており、1 階にとどまることが難しく、屋外での避難行動もとれないため身の安全を確保できないおそれがあります。また、津波においては、浸水深 1m 以上が想定される区域は、浸水に勢いがあるため生命に関わる被害が懸念されます。さらに、家屋倒壊等氾濫想定区域は、発生頻度は低いものの、発生した場合、家屋が倒壊・流失する等の危険が生じると想定されます。これらの区域は、居住を制限するものではありませんが、その多くは早期の立退き避難が必要な区域であるため、中長期的な居住誘導の観点から居住誘導区域及び歩いて暮らせるまち区域から除外します。

- 洪水想定浸水深が 2.0m 以上の区域(計画規模)(P.23 を参照)
- 高潮想定浸水深が 2.0m 以上の区域(伊勢湾台風規模・堤防等決壊なし)(P.23 を参照)
- 津波想定浸水深が 1.0m 以上の区域(過去地震最大モデル)(P.22 を参照)
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流・河岸侵食)(P.59 を参照)

区域の設定方針に基づき設定した居住誘導区域及び歩いて暮らせるまち区域は下図のとおりです。

図 居住誘導区域及び歩いて暮らせるまち区域



(3) 誘導区域における誘導方針及び暮らしのイメージ

本市で設定する誘導区域における誘導方針及び目指すまちの姿・暮らしのイメージを以下のとおり、提案します。

居住誘導区域

誘導の方針

◎本市の成長を支え続ける子育て世代をはじめとする就労世代を中心に引き続き居住を進め、多様なライフスタイルを維持していきます。

目指すまちの姿・暮らしのイメージ

- 都市基盤をはじめ質の高い居住環境が形成されており、鉄道、バス、自動車や自転車などさまざまな交通手段を選択しながら、快適な生活を送ることができるまち
- 豊かな自然環境と調和したゆとりある空間で、若い世代から高齢者まで皆が生き生きと心地よく暮らせるまち



歩いて暮らせるまち区域

誘導の方針

◎都市機能誘導区域を中心にさまざまな世代を誘導し、高密度な人口集積を維持していきます。これにより、市街地において、市民の暮らしを支え続け、「歩いて暮らせるまち」を実現します。

目指すまちの姿・暮らしのイメージ

- 駅や電停、バス停の周辺に魅力的な都市機能、日常的な暮らしを支える生活機能が集積し、自家用車に頼らなくても歩いて便利に生活できるまち
- 便利なまちなかで、安心して子育てできる、仕事も余暇も充実したライフスタイルを満喫できる、退職後もアクティブに活動できるまち



(4) 誘導区域と市街化区域の関係

本市の市街化区域では、都市機能が充実しており、当面はこれら都市機能の維持に必要な人口密度も保たれる見込みであることから、継続して暮らし続けることができるように居住環境の保全やコミュニティ維持に向けた各種施策・取り組みを引き続き展開し、これまでどおりに居住を進めていきます。

このような基本的な考え方にに基づきながら、市街化区域の中でも、良好な居住環境を有する市街地を「居住誘導区域」として位置づけ、子育て世代をはじめとする就労世代の多様なライフスタイルを積極的に維持していくこととしています。

同時に、「歩いて暮らせるまち」の実現に向け、市街化区域の中でも、特に便利な生活をおくることができる市街地を「歩いて暮らせるまち区域」として位置づけ、より高密度な人口集積を図っていくこととしています。

2. 誘導のために講ずる施策

(1) 居住誘導区域への誘導の取り組み

子育て世代をはじめとする就労世代を中心に引き続き居住を進め、多様なライフスタイルを維持していくため、居住の“受け皿”の確保や本市に暮らしたいと思える人を惹きつけるような以下の取り組みを進めます。

○新たな住宅用地の供給

① 現在、3地区で土地区画整理事業を施行中（※数字は事業計画年度）

⇒牟呂坂津地区（令和7年度：21ha）、牛川西部地区（令和16年度：43ha）、柳生川南部地区（令和11年度：66ha） 合計で3,000戸ほど

②市街地再開発事業等によるまちなか居住の推進

⇒豊橋駅前大通二丁目地区（239戸）、豊橋広小路一丁目北地区（仮称）（約210戸）、豊橋花園商店街地区（33戸）

③南栄地区における、民間開発による住宅供給（約400戸）

④市営城山住宅の跡地について利活用を図る。

○空家や空地への誘導

上記のように特に平成31年以降、大規模な住宅供給が見込まれるが、特に利便性の高い地区への誘導を図るため、空家（平成30年12.9%）や空地の利活用を図る誘導策を検討（住宅マスタープランと連携）。

○雇用の場の確保

本市で暮らし続けられるよう雇用の場を確保するため、市内事業者への支援に加え企業誘致の促進を引き続き実施。

○豊橋の魅力発信

豊橋に今後も住み続けてもらえるよう、また市外からも豊橋で生活したいと考えてもらえるよう、内外に向けた魅力発信を継続的に行う。

(2) 歩いて暮らせるまち区域への誘導の取り組み

さまざまな世代を誘導し、高密度な人口集積を図るため、定住の促進や土地利用の高度化を促進できるような以下の取り組みを進めます。

○歩いて暮らせるまち区域への誘導を促す施策

- ①歩いて暮らせるまち区域定住促進事業費補助金の交付
- ②空き店舗の有効活用を推進するため補助金の交付（一部区域）
- ③地域優良賃貸住宅供給促進事業を推進する施策の検討
- ④空家利活用事業を推進する施策の検討

○公共交通幹線軸等の維持

現在、「歩いて暮らせるまち区域」を中心に、公共交通に対し補助を実施しており、今後も公共交通幹線軸を中心に、公共交通の維持を図っていく。

(3) 届出制度について

立地適正化計画に記載された居住誘導区域外の区域については、法第 88 条第 1 項の規定により、届出制度を運用します。

【居住誘導区域外において届け出が必要となる行為】

- ①3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為を行う場合
- ②住宅の建築を目的とする開発行為で、その敷地規模が 1,000 m²以上の場合
- ③3戸以上の住宅を建築しようとする場合
- ④建築物を改築し、用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

これらの行為に着手しようとする場合、その 30 日前までに市長への届出が必要となります。

第6章 防災指針

1. 防災指針の策定

(1) 防災指針とは

防災指針は立地適正化計画で定めている利便性の高いエリアに都市機能や居住の誘導を図るにあたって、災害リスクに対しどのように安全を確保するかを示す指針です。

近年、全国各地で水害をはじめとした大規模な自然災害に見舞われ、居住誘導区域内で浸水被害を受けるなど、立地適正化計画における都市機能や居住の誘導にあたって、どのように安全を確保するかという課題が浮き彫りとなりました。これを受け、国は令和2年9月に改正都市再生特別措置法を施行し、立地適正化計画に防災指針を定めることとしました。

本市においても、これまで経験したことがないような豪雨災害などに備えるため、防災指針を策定し、安全・安心なまちづくりを推進していきます。

防災指針の策定にあたっては、市域全域を対象に洪水や津波、高潮、土砂災害といった本市が抱える災害リスクを網羅的に把握し、それに対する土地利用をはじめハードやソフトの対策を位置づけます。

(2) 本市の災害とこれまでの取り組み

本市は、東部の弓張山地、南部の太平洋、西部の三河湾に囲まれるなど自然豊かな地形を有し、市内を一級河川の豊川をはじめ二級河川の柳生川や梅田川などの河川が流れています。こうした特徴から、過去には水害などさまざまな災害を経験しています。



平成20年8月柳生川からあふれ浸水した国道259号

近年では平成20年8月の大雨により柳生川周辺の市街地で浸水被害が発生し、多くの家屋が浸水被害に遭いました。また平成21年10月に来襲した台風18号により三河湾を中心に伊勢湾台風匹敵する高潮が発生し、三河港のコンテナが流されるなどの被害を受けました。加えて今後は発生が予想される南海トラフ巨大地震や異常気象など、災害のリスクは一層高まっていくことが想定されます。

こうした災害リスクに対応するため、柳生川の地下河川整備事業などのハード対策やハザードマップの配布、防災訓練の実施などのソフト対策に取り組むとともに、国や県が中心となり、ハードとソフトを組み合わせた流域治水プロジェクトを進めています。

2. 災害リスク分析と課題の整理

(1) 災害ハザードの整理

災害リスクの分析にあたり、主な災害ハザードの概要と規模を以下に示します。

1) 災害ハザードの概要

●洪水

- ・ **洪水浸水想定区域**：河川において氾濫した場合に浸水が想定される区域で、水防法上特に重点的に円滑かつ迅速な避難のための措置を講じることにより安全性の向上を図るべき区域。
- ・ **家屋倒壊等氾濫想定区域**：集中豪雨や台風による想定最大規模の降雨で、近くの堤防が決壊した場合などに、建築物（家屋）が倒壊・流失する「氾濫流」や「河岸侵食」が発生するおそれのある区域。

家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）

想定最大規模の降雨による洪水時に氾濫した水の力により、木造家屋が倒壊・流失することが想定される区域



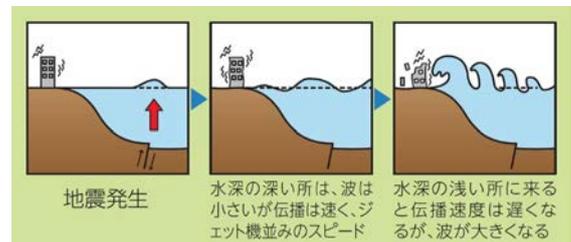
家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

想定最大規模の降雨による洪水時に、堤防が侵食され、その背後にある家屋が倒壊・流失することが想定される区域



●津波

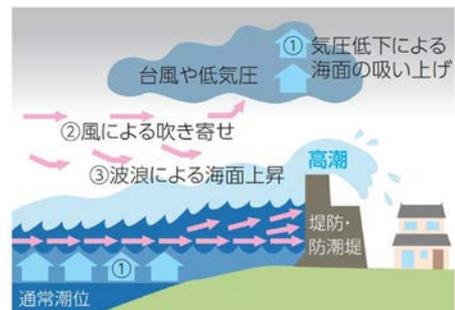
- ・ **津波浸水想定区域**：地震に伴う津波があった場合に浸水が想定される区域。
- ・ **津波災害警戒区域**：津波が発生した場合に住民その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、津波が建物等に衝突した際の水位上昇を考慮した水位を明らかにし、警戒避難体制を特に整備すべき区域。



(資料：豊橋市防災ガイドブック)

●高潮

- ・ **高潮浸水想定区域**：台風や発達した低気圧が通過するとき、潮位が大きく上昇し、海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域で、水防法上特に重点的に円滑かつ迅速な避難のための措置を講じることにより安全性の向上を図るべき区域。



(資料：豊橋市防災ガイドブック)

●雨水出水（内水）

- ・ **雨水出水（内水）浸水想定区域**：下水道の雨水排水能力を上回る降雨が生じた際に、下水道その他の排水施設の能力不足や河川の水位上昇に伴い当該雨水を排水できない場合に、浸水が想定される区域や実際に浸水が発生した区域。

●**ため池の決壊**

- ・**浸水想定区域**：大雨や地震により満水時のため池の堤体が決壊した場合に浸水が想定される区域。

●**土砂災害**

- ・**土砂災害特別警戒区域**：土砂災害により建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある土地の区域。
- ・**急傾斜地崩壊危険区域**：崩壊するおそれのある急傾斜地(傾斜度 30°以上の土地)で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのある土地の区域、及び急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域。
- ・**土砂災害警戒区域**：土砂災害により住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある土地の区域。

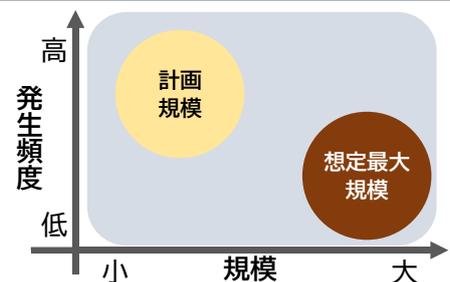
●**その他**

- ・**液状化危険度**：地震により砂地盤が液体状の挙動に変化することで、填砂を生じたり、地中の埋設物を浮き上がらせたり、地上の建物を沈下させるなどの液状化被害が生じる可能性を判定したもの。

2) 災害ハザードの規模

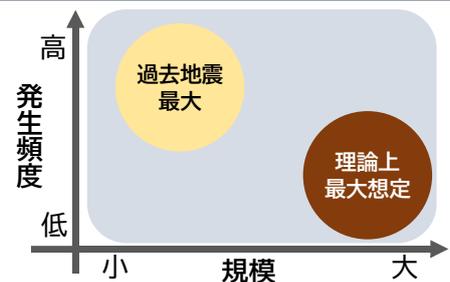
洪水

- 計画規模 (L1)：洪水防御に関する計画の基本となる降雨で、年超過確率 (毎年、1 年間にその規模を超える現象が発生する確率) は河川ごとに定められています。
- 想定最大規模 (L2)：想定し得る最大規模の降雨で、年超過確率 (毎年、1 年間にその規模を超える現象が発生する確率) 1/1,000 程度。



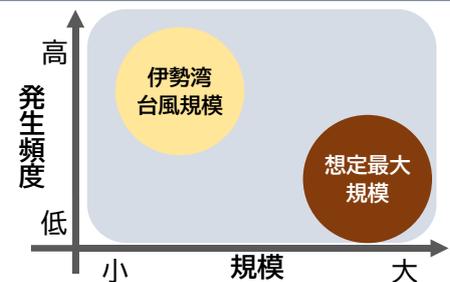
津波

- 過去地震最大モデル：南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、過去に発生したことが明らかで規模の大きいものを重ね合わせたモデルです。
- 理論上最大想定モデル：南海トラフで発生するおそれのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮して想定した最大クラスのモデルです。(1,000 年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低い)



高潮

- 伊勢湾台風規模：伊勢湾台風級 (愛知県接近時の気圧：940hPa, 上陸時：929hPa) の台風が最も高潮の影響を与えるコースを通過する想定です。
- 想定最大規模 (室戸台風規模)：日本に上陸した既往最大台風である室戸台風級 (中心気圧：910hPa, 発生確率：500 年から数千年) の台風が最も高潮の影響を与えるコースを通過する想定です。



(2)災害リスクの分析

災害リスクの分析は、災害ハザード情報に都市の情報を重ね合わせて行います。

1)災害ハザード情報

本市において、発生するおそれのある災害ハザード情報を以下に示します。

表 災害ハザード情報（令和4年8月時点）

災害種別		所管	名称	規模等		根拠法令	指定日/ 公表日等	
水害	洪水*1	豊川・ 豊川放水路	洪水浸水想定区域	計画規模 L1	1/150	水防法	H28.5.31 指定・公表	
			洪水浸水想定区域	想定最大規模 L2	1/1,000 程度	水防法		
			浸水継続時間*2					
		家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流・河岸侵食)						
		梅田川	愛知県	洪水浸水想定区域	計画規模 L1	1/50	水防法	R2.4.10 指定・公表
				洪水浸水想定区域	想定最大規模 L2	1/1,000 程度	水防法	
	浸水継続時間*2							
	家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流・河岸侵食)							
	柳生川	愛知県	洪水浸水想定区域	計画規模 L1	1/30	水防法	R1.8.30 指定・公表	
			洪水浸水想定区域	想定最大規模 L2	1/1,000 程度	水防法		
			浸水継続時間*2					
	家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食*3)							
	佐奈川	愛知県	洪水浸水想定区域	計画規模 L1	1/50	水防法	R3.3.19 指定・公表	
			洪水浸水想定区域	想定最大規模 L2	1/1,000 程度	水防法		
浸水継続時間*2								
家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食*3)								
音羽川*4	愛知県	洪水浸水想定区域	想定最大規模 L2	1/1,000 程度	水防法	R2.4.10 指定・公表		
		浸水継続時間*2						
津波*5	豊橋市	津波浸水想定区域	過去地震最大モデル		なし	H26.8.28 公表		
		津波浸水想定区域	理論上最大想定モデル		なし			
	愛知県	津波災害警戒区域 (イエローゾーン)	最大クラス (≒理論上最大想定モデル)		津波法*6	R1.7.30 指定		
高潮	愛知県	高潮浸水予想図	伊勢湾台風規模／堤防等決壊無		なし	R3.6.11 指定		
		高潮浸水予想図	室戸台風規模／堤防等決壊無		なし			
		高潮浸水想定区域	想定最大規模 (室戸台風規模／堤防等決壊有)		水防法			
雨水出水 (内水)		豊橋市	内水ハザードマップ	想定最大規模	なし	R2.4.発行		
ため池の 決壊		豊橋市	ため池ハザードマップ	—	ため池管理 保全法*7	順次 追加発行		
土砂災害*8	愛知県	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	がけ崩れ 229 箇所、土石流 29 箇所、地すべり 0 箇所		土砂災害 防止法*9	順次 追加指定		
		急傾斜地崩壊危険区域 (レッドゾーン)	18 箇所		急傾 斜地法*10	順次 追加指定		
		土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	がけ崩れ 250 箇所、土石流 41 箇所、地すべり 1 箇所		土砂災害 防止法*9	順次 追加指定		
その他		豊橋市	液状化危険度分布図	過去地震最大モデル		なし	H26.8.28 公表	
				理論上最大想定モデル		なし		

- *1 水防法の指定区間外（上流部や支川）の浸水予想図などについても分析の対象とする。
各河川の支川等の浸水予想図は以下のとおり。
 - ・豊川水系豊川下流支川（公表日：令和3年12月24日）
朝倉川、江川、馬越川、嵩山川、神田川、間川、三輪川、安川、内山川
 - ・柳生川水系柳生川流域（公表日：令和元年9月30日）
柳生川、殿田川、山中川
 - ・梅田川水系梅田川流域（公表日：令和2年4月10日）
梅田川、内張川、西ノ川、浜田川、坪口川、落合川、精進川、半尻川、境川
 - ・紙田川水系紙田川、境川水系境川（老津）（公表日：令和3年3月26日）
- *2 浸水継続時間とは、氾濫した水が到達し、浸水深0.5mに達してから、その後浸水深0.5mを下回るまでの時間を示したもの。
- *3 柳生川と佐奈川の家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）は指定なし。
- *4 音羽川の洪水浸水想定区域（計画規模）及び家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）は、本市に影響がないため、分析には用いないことから明記しない。
- *5 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）は指定なし。
- *6 津波防災地域づくりに関する法律
- *7 農業用ため池の管理及び保全に関する法律
- *8 地すべり防止区域（地すべり等防止法）について、本市に指定された区域はない。
- *9 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- *10 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

2) 都市の情報

人口や建物の分布、避難所、公共公益施設等といった都市の情報について以下に示します。

表 都市の情報

重ね合わせ情報	
<p>【基本情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域 ○都市機能誘導区域 ○鉄道 ○主要河川 ○市街化調整区域 ○居住誘導区域 ○幹線道路 	
<p>【都市情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人口分布（令和2年度国勢調査） ○高齢者人口分布（令和2年度国勢調査） ○建物の分布（平成29年度都市計画基礎調査） ○指定避難所等の分布（「豊橋市防災ガイドブック(令和4年2月)」に記載された第一指定避難所、第二指定避難所、指定福祉避難所、洪水避難ビル、津波避難ビル、津波防災センター） ○公共公益施設等の分布 （「豊橋市公共施設白書(令和2年12月)」に記載された施設のうち、コミュニティ関連施設(校区市民館、地区市民館(生涯学習センター))、学校施設(小中学校、高等学校等)、保育所等(保育園、こども園)、医療・保健施設(市民病院)、庁舎施設(市役所)、消防施設(消防署)、市営住宅に加え、民間の医療施設、保育所、幼稚園、介護施設等を追加） 	

3)分析の視点

災害リスクの分析は、本市において発生するおそれのある災害ハザードのうち、近年頻発・激甚化の傾向にある水害と土砂災害を対象に行うこととします。水害においては、浸水深が深く広範囲に浸水が想定される洪水及び津波、高潮について行い、災害ハザードの規模は、甚大な被害が想定される想定最大規模等^{*1}を基本とします。

水害における災害リスクの分析は、浸水深と人的・建物リスク及び避難行動との関係性を参考に行います。想定最大規模等のハザードにおいて、洪水や高潮において避難行動がとれなくなる0.5m以上、津波においては0.3m以上の浸水深の地域、甚大な被害が想定される家屋倒壊等氾濫想定区域を災害リスクのある地域とし、以下の視点で行います。

*1 災害種別によっては想定最大規模や計画規模などといった発生頻度の異なるさまざまな規模の浸水想定区域が存在するため、洪水や高潮では想定最大規模を、津波では理論上最大想定モデルを想定最大規模等とする。

表 主な分析の視点

分析内容				分析目的
災害ハザード情報		都市の情報		
水害	洪水 津波 高潮	浸水深	居住誘導区域等	浸水により屋外での避難行動が困難となり、孤立する可能性がある浸水深となる地域を確認
	洪水	家屋倒壊等氾濫 想定区域	居住誘導区域等 建物	氾濫流や河岸侵食により家屋が倒壊・流失するおそれのある地域を確認
	洪水 高潮	浸水深0.5m以上	人口分布 高齢者人口分布	浸水により屋外での避難行動が困難となる地域において、人口や高齢者が多く早期の避難が必要とされる地域を確認
	津波	浸水深0.3m以上		
	洪水 津波 高潮	浸水深0.5m以上	建物1階建	垂直避難 ^{*1} が困難で、早期の避難が必要とされる建物の分布状況を確認
		浸水深3m以上	建物2階建	
	洪水 高潮	浸水深0.5m以上	建物 避難施設500m圏域 ^{*3}	水平避難 ^{*2} が困難で、早期の避難が必要とされる地域における建物の分布状況を確認
	津波	津波避難困難地域 ^{*4}	建物	
	洪水 高潮	浸水深0.5m以上	指定避難所等	浸水被害を受けるおそれのある指定避難所等を確認
		津波		
洪水 高潮	浸水深0.5m以上	公共公益施設等	浸水被害を受けるおそれのある公共公益施設等を確認	
	津波			浸水深0.3m以上
土砂 災害	土砂災害特別警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害警戒区域	指定避難所等	土砂災害の被害を受けるおそれのある指定避難所等を確認	
		公共公益施設等	土砂災害の被害を受けるおそれのある公共公益施設等を確認	

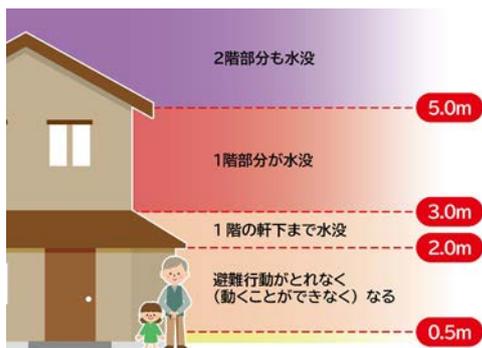
*1 垂直避難とは、災害時に身に危険が迫っているが、安全な場所まで避難する時間がない場合、安全な場所と空間を確保するために垂直方向に避難すること。

*2 水平避難とは、その場を立ち退いて近隣の安全を確保できる場所に一時的に移動することをいう。

*3 500m 圏域は、老人単独、車いす等の避難可能距離の上限（津波避難対策推進マニュアル検討会 報告書）

*4 津波避難困難地域とは、津波到達予想時間までに避難の必要がない安全な地域に避難することが困難な地域

●洪水・高潮における浸水深と人的・建物リスク及び避難行動との関係

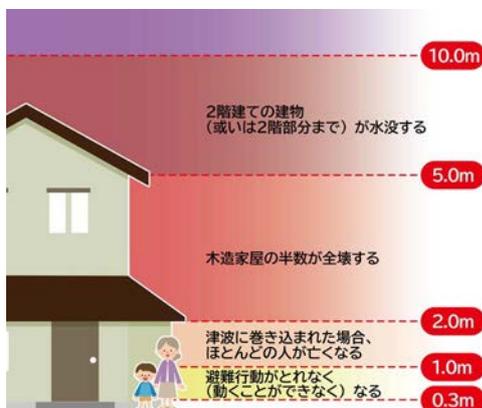


一般的な家屋の2階が水没する浸水深5mや、2階床下部分に相当する浸水深3m、1階軒下部分に相当する浸水深2mを超えているかが一つの目安になる。また過去の災害では浸水深が膝(0.5m)以上となると、ほとんどの人が避難困難であったとされる。なお、高潮についても洪水と同様とする。

重要

○洪水や高潮による浸水が想定されている地域において、最上階が浸水するおそれがある場合は、**早期の立退き避難が必要**です。

●津波における浸水深と人的・建物リスク及び避難行動との関係

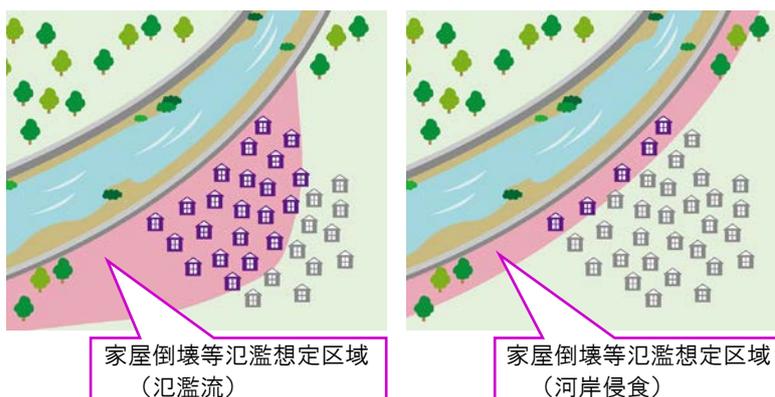


一般的な家屋の2階が水没する浸水深5mや、木造家屋の半数が全壊する浸水深2mを超えているかが一つの目安になる。また避難行動においては、0.3m以上で避難行動がとれなくなるとされ、1m以上では、津波に巻き込まれた場合、ほとんどの人が亡くなるとされる。

重要

○津波による浸水が想定されている地域は、**早期の立退き避難が必要**です。

●洪水における家屋倒壊等氾濫想定区域と人的・建物リスク及び避難行動との関係



家屋倒壊等氾濫想定区域内かが一つの目安になる。氾濫流や河岸侵食が発生した場合、家屋が倒壊・流失するおそれがある。

重要

○家屋倒壊等氾濫想定区域では、屋内での退避ではなく、避難所等の安全な場所への**早期の立退き避難が必要**です。

(3) 課題の整理

災害ハザード情報と都市の情報を重ね合わせた結果から、居住誘導区域内と居住誘導区域外に分けて、主な課題を整理します。

居住誘導区域

【水 害】

- 船町駅や柳生橋駅周辺は、浸水深 0.5m以上の浸水想定区域である。(洪水、高潮) -----> P59
- 船町駅や柳生橋駅周辺は、想定最大規模においては、3m以上の浸水が想定される。(高潮) -----> P59
- 船町駅周辺は、浸水深 0.3m以上の浸水想定区域がある。(津波) -----> P59
- 船町駅や柳生橋駅周辺は、人口や高齢者が多く、また垂直避難や水平避難が困難な建物が分布している。(洪水、高潮) -----> P60~63
- 船町駅や柳生橋駅周辺の浸水深 0.5m以上の浸水想定区域には、指定避難所や公共公益施設等が分布している。(洪水、高潮) -----> P64~65

居住誘導区域外

【水 害】

- 豊川・豊川放水路周辺の前芝、下地、下条、賀茂や、梅田川周辺の植田駅周辺など多くの地域が、浸水深 0.5m以上の浸水想定区域である。(洪水、高潮) -----> P59
 - 本市西部の臨海部などにおいて浸水深 0.3m 以上の浸水想定区域がある。(津波) -----> P59
 - 下条や賀茂地区では 3m以上の浸水深が想定される。(洪水) -----> P59
 - 豊川・豊川放水路周辺や柳生川沿い、梅田川沿いなどは、氾濫流や河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域である。(洪水) -----> P59
 - 豊川・豊川放水路周辺や梅田川周辺において、人口や高齢者が多い地域があり、また垂直避難や水平避難が困難な建物が分布している。(洪水、津波、高潮) -----> P60~63
 - 豊川・豊川放水路周辺をはじめとする浸水深 0.5m以上の浸水想定区域には、指定避難所や公共公益施設等が分布している。(洪水、高潮) -----> P64~65
 - 本市西部の臨海部など浸水深 0.3m以上の浸水想定区域には、指定避難所や公共公益施設等が分布している。(津波) -----> P64~65
- ##### 【土砂災害】
- 土砂災害の危険性が高い地域が点在している。 -----> P65
 - 土砂災害の危険性が高い地域に公共公益施設等が分布している。 -----> P65

① 各浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域

図 洪水浸水想定区域（想定最大規模）

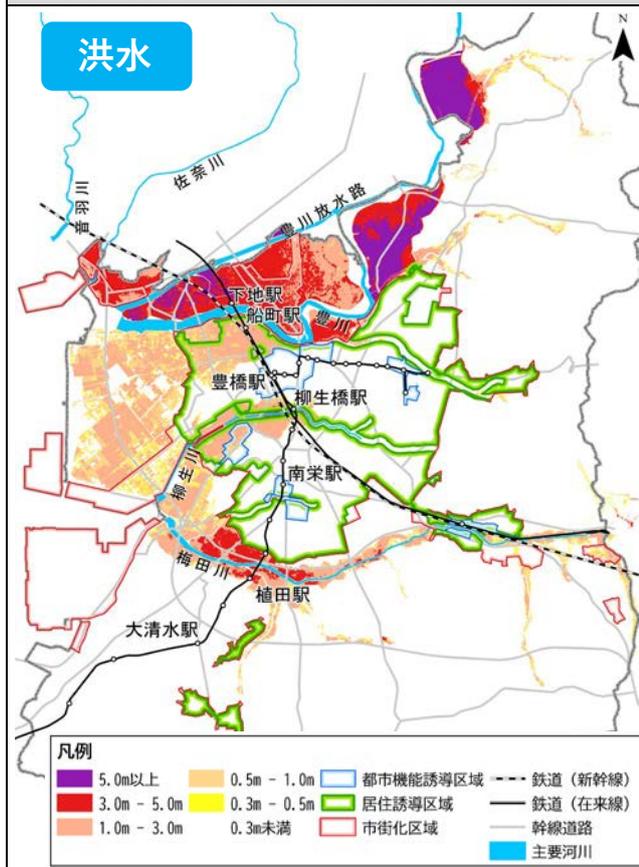


図 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）

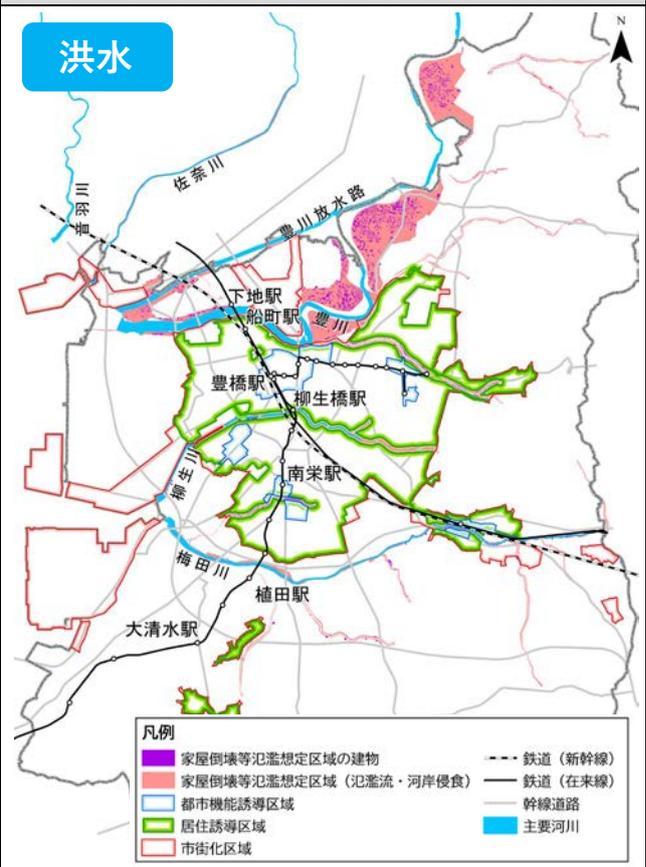


図 津波浸水想定区域（理論上最大想定モデル）

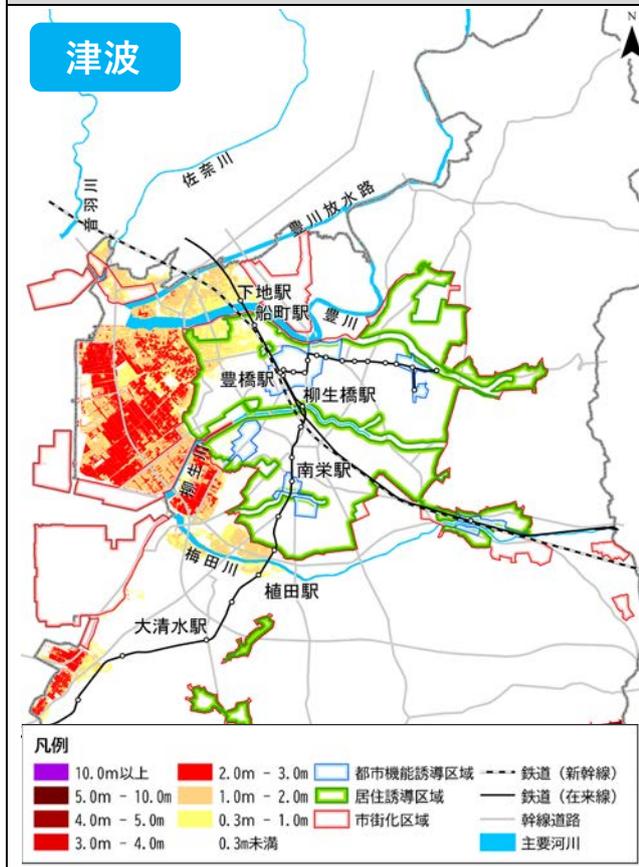
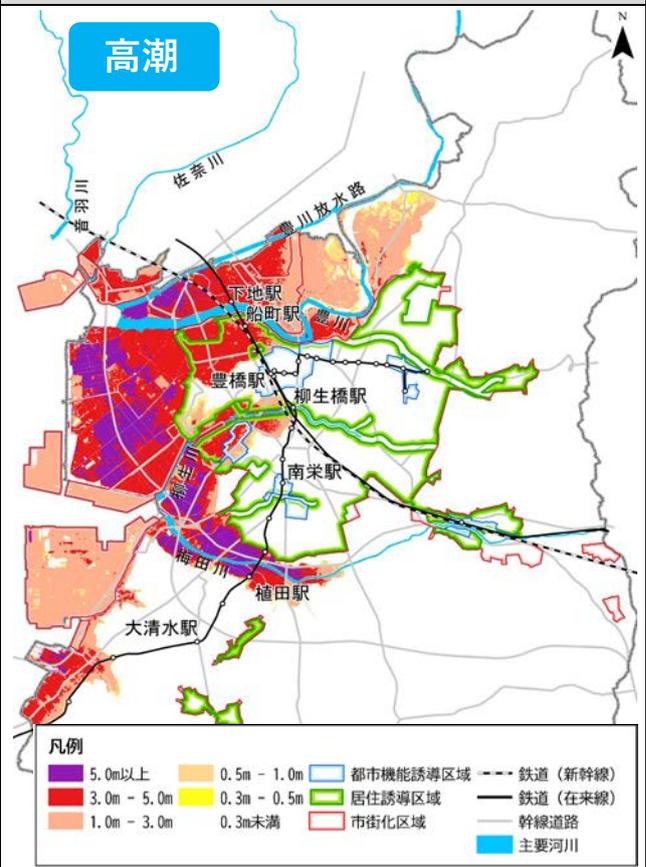
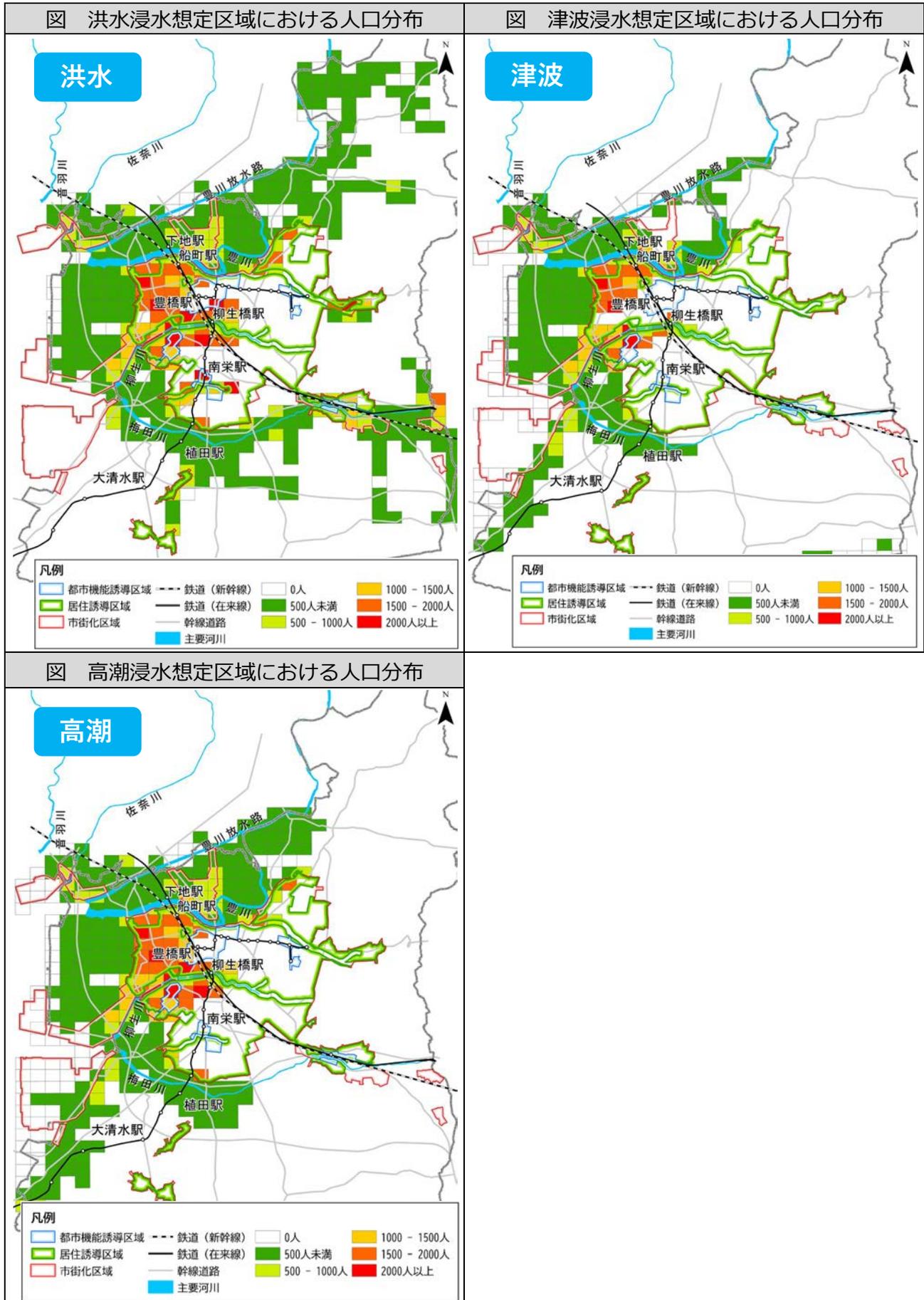


図 高潮浸水想定区域（想定最大規模）

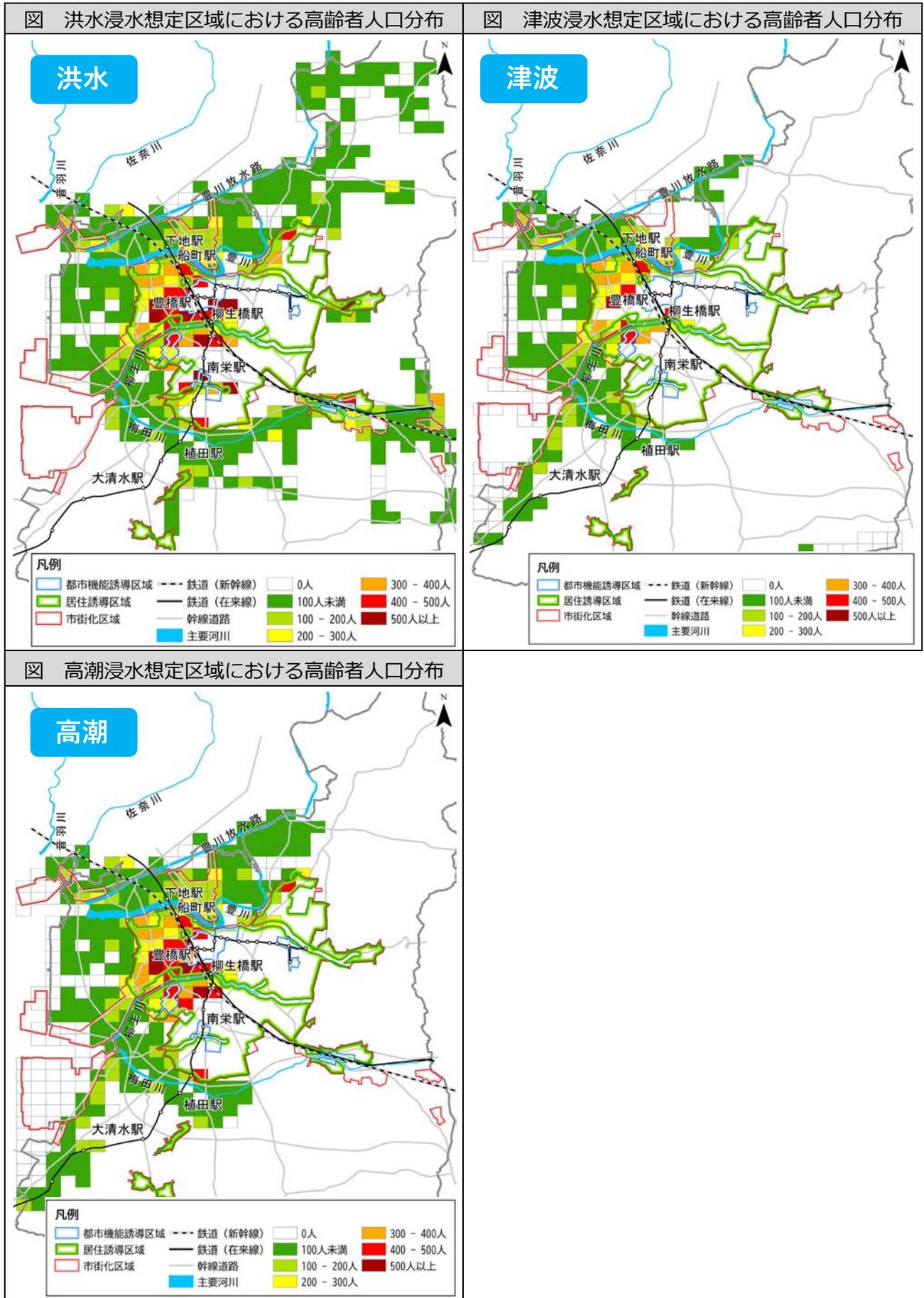


② 人口分布



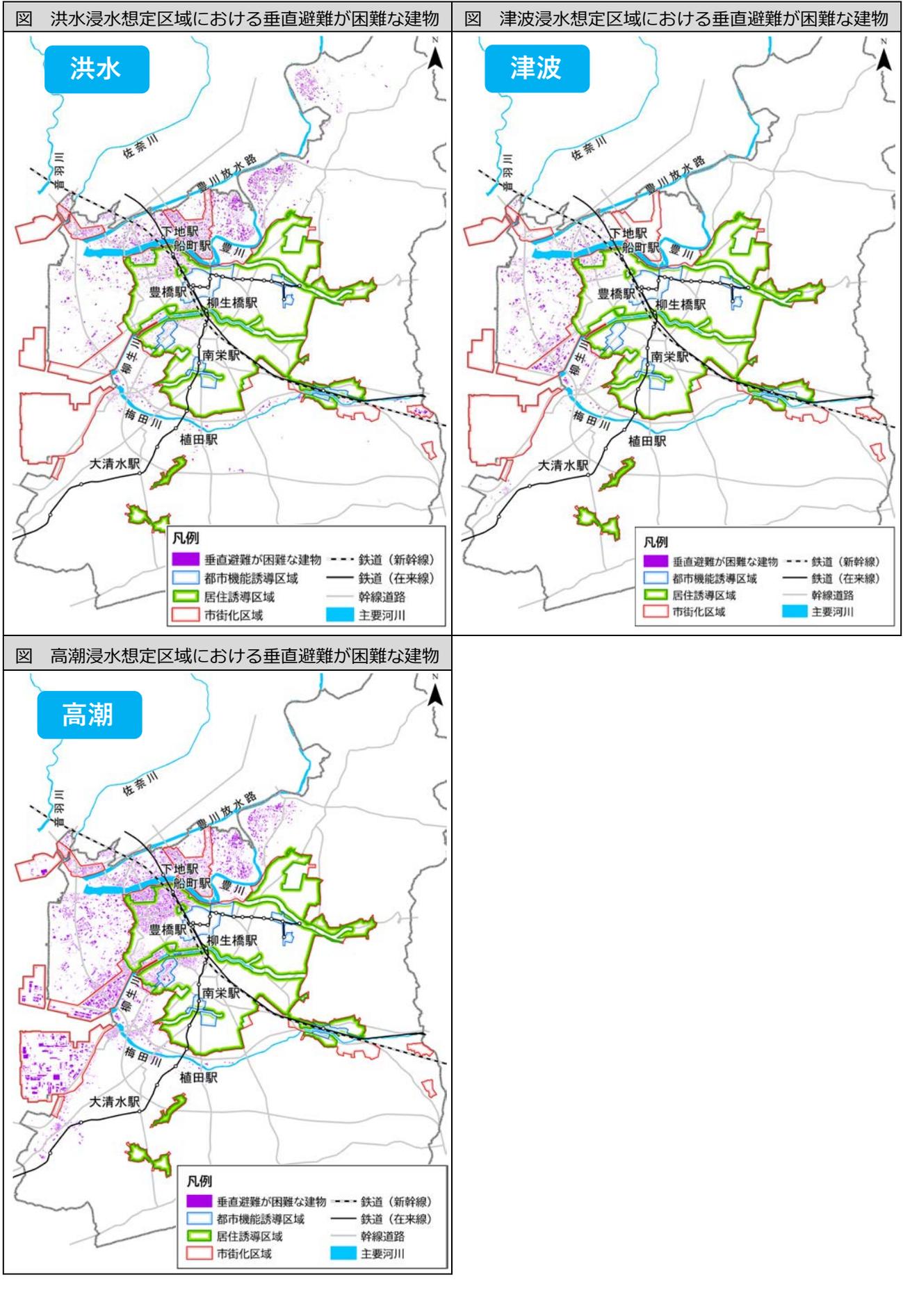
※人口分布は、令和2年度国勢調査による（分布は500mメッシュ）

③ 高齢者人口分布



※高齢者人口分布は、令和2年度国勢調査による（分布は500mメッシュ）

④ 垂直避難が困難な建物



⑤ 水平避難が困難な建物

図 洪水浸水想定区域における水平避難が困難な建物 図 津波浸水想定区域における水平避難が困難な建物

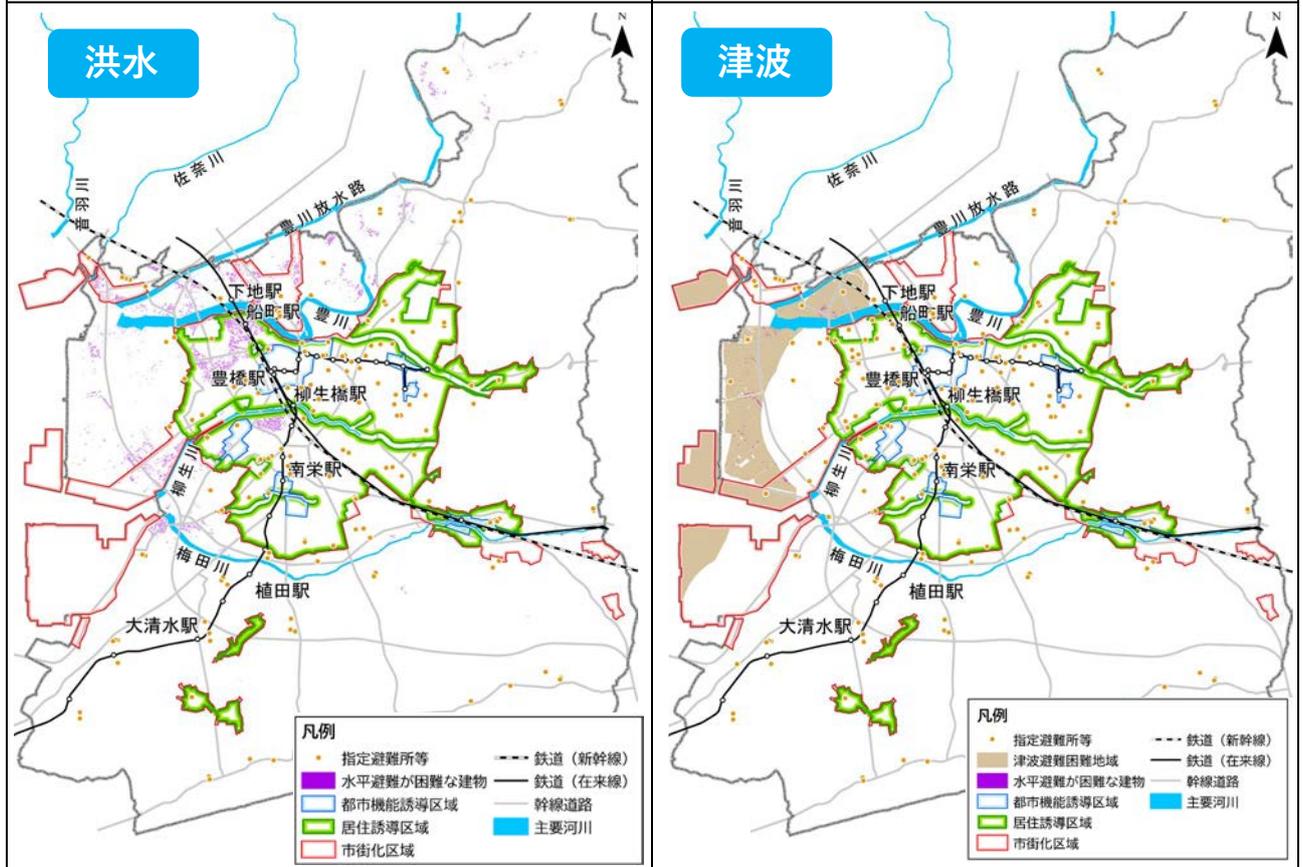
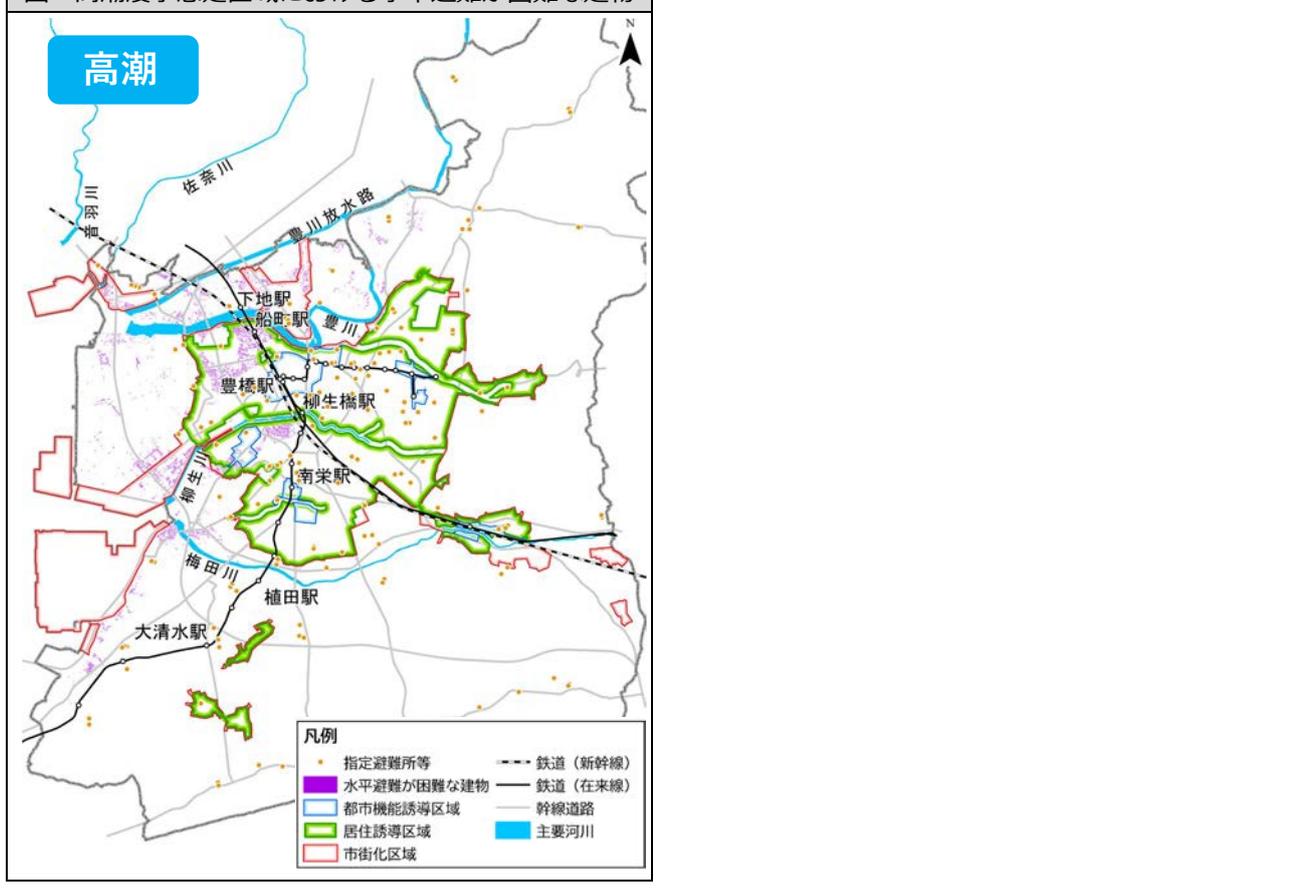
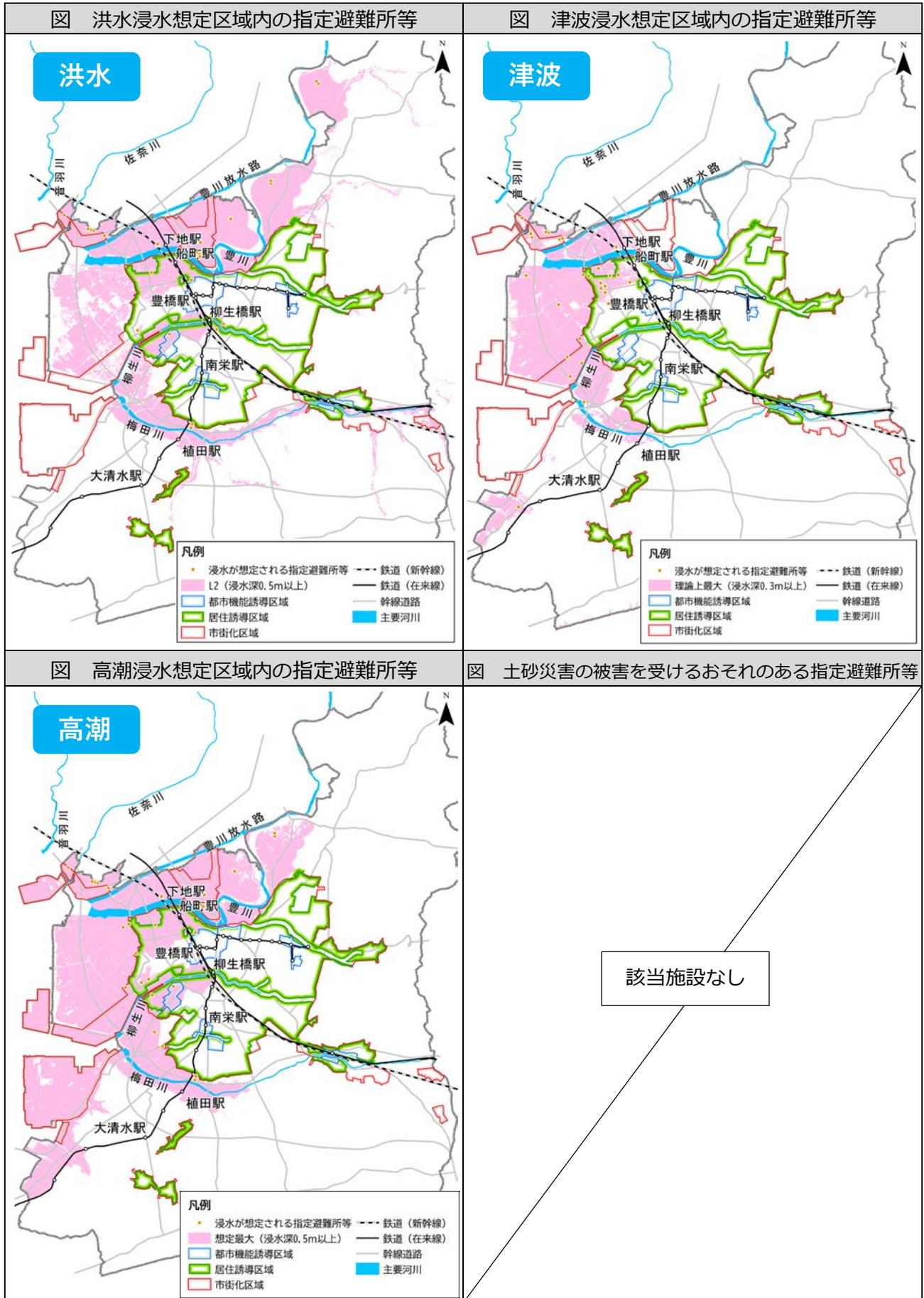


図 高潮浸水想定区域における水平避難が困難な建物



⑥ 指定避難所等



⑦ 公共公益施設等

図 洪水浸水想定区域内の公共公益施設等



図 津波浸水想定区域内の公共公益施設等

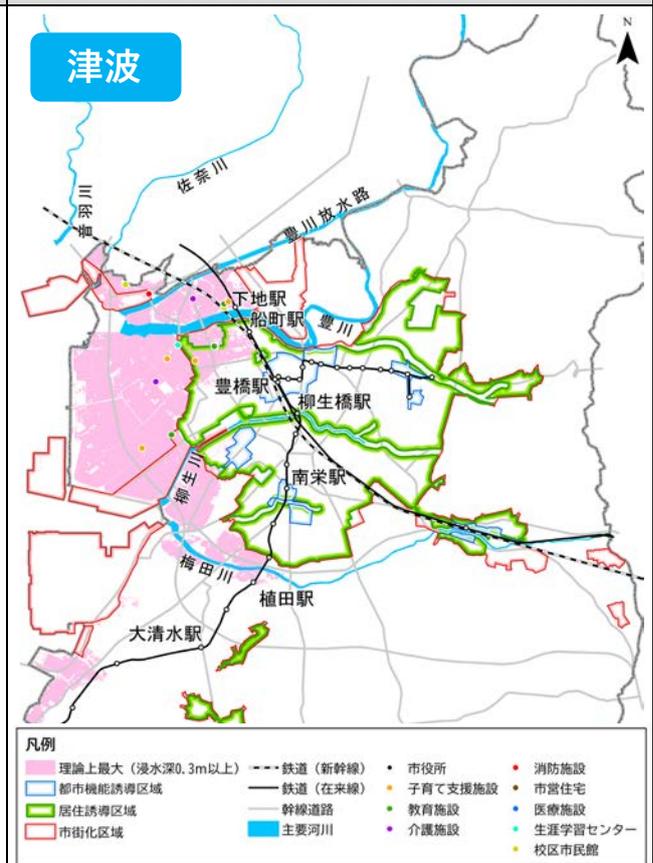
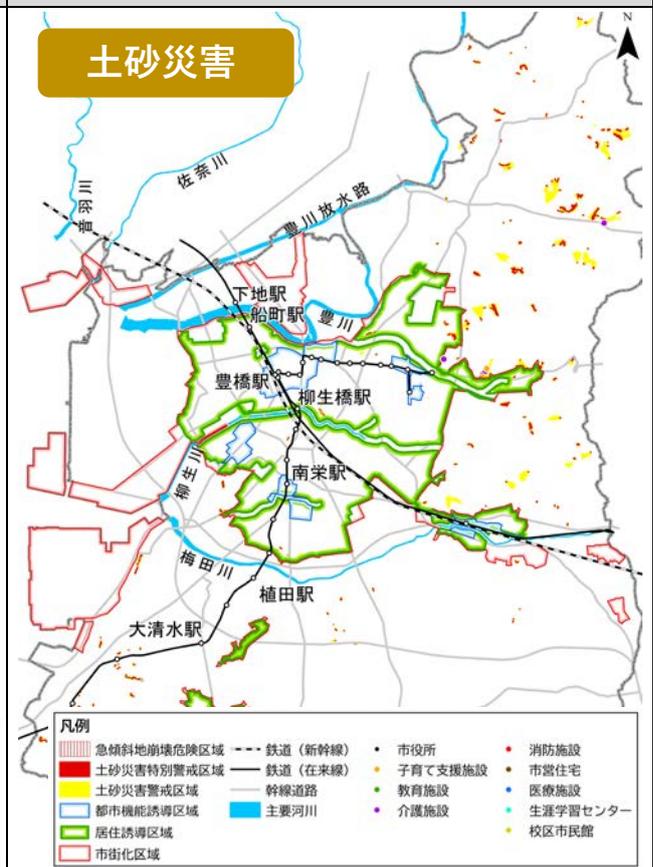


図 高潮浸水想定区域内の公共公益施設等



図 土砂災害の被害を受けるおそれのある公共公益施設等



3. 防災まちづくりの将来像と取り組み方針

(1) 防災まちづくりの将来像

本市は、立地適正化計画において、利便性の高い都市拠点や地域拠点に都市機能を誘導し、公共交通幹線軸沿線等に居住を誘導することで持続可能なまちづくりを進めています。一方で本市の都市構造は、豊川や柳生川といった河川沿いに市街地が形成されるなど水害を中心にさまざまな災害リスクを抱えています。加えて、太平洋沿岸に位置し、南海トラフ巨大地震など大地震の発生も懸念されています。まちづくりにおいては、こうした災害リスクとどのように向き合い、付き合っていくかが課題となります。

こうした状況を踏まえ、防災まちづくりの将来像は、総合計画、都市計画マスタープラン、防災関連計画を踏まえた上で、「利便性の高さ」と「災害リスク」の共存という難しい課題に取り組み、市民が安全・安心して暮らせるまちを目指すため、「命と暮らしを守る安全・安心を兼ね備えたまち」とします。

防災まちづくりの将来像

命と暮らしを守る 安全・安心を兼ね備えたまち

本市は河川沿いなどにおいて既に市街地を形成し、利便性が高い地域があることから、水害を中心とした災害リスクを抱えた地域を居住誘導区域に含めています。そのため地域住民と災害リスクを共有した上で、地域全体の防災力向上を図るとともに、災害リスクに対する各種取り組みにより、利便性が高く安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

また、居住誘導区域外についても、現に生活している居住者がいることを踏まえ、災害リスクに対する各種取り組みにより、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

(2) 取り組み方針

取り組み方針は、本市の都市構造や人口、土地利用の状況、施設の立地状況などを踏まえ、まちづくり全体のバランスを考慮し、本市における災害リスクの課題に対して「災害リスクの回避」と「災害リスクの低減」を基本とします。

具体的な取り組みは、土地利用の見直しなどの災害リスクの回避と施設整備や地域防災力の向上などの災害リスクの低減に向けた取り組みを組み合わせ、発生頻度及び災害の規模や特性などを踏まえることとし、想定最大規模等のハザードに対してはソフト対策を、計画規模等のハザードに対してはハード対策とソフト対策により対応します。

なお、気候変動の影響による災害のさらなる頻発・激甚化が懸念されることを踏まえ、時間と費用を要するハード対策には限界があることから、ソフト対策を中心に取り組みを実施します。

表 取り組み方針と具体的な取り組み

取り組み方針	具体的な取り組み
災害リスクの回避	● 災害リスクを踏まえた土地利用の見直し
	● 災害リスクを踏まえた立地誘導
災害リスクの低減（ハード）	● 国、県、市が連携した施設整備
	● 災害リスクを踏まえた建物等の対策
災害リスクの低減（ソフト）	● 災害リスクに応じた地域防災力の向上
	● 地域住民や企業などの防災意識の向上

4. 具体的な取り組み及びスケジュール

防災まちづくりの将来像を実現するため、取り組み方針に基づき、具体的な取り組み及びスケジュールを以下に示します。

なお、取り組みについては、居住誘導区域をはじめ市域全域に対するものとします。

表 具体的な取り組みとスケジュール

取り組み方針	具体的な取り組み内容	実施主体	実施工程 (令和5年度～)		
			短期 5年程度	中期 10年程度	長期 15年程度
災害リスクの回避	●災害リスクを踏まえた土地利用の見直し				
	早期の立退き避難が必要な区域などを居住誘導区域から除外	市	※防災指針の策定に伴い実施		
	●災害リスクを踏まえた立地誘導				
	災害ハザードエリアからの移転促進を図るため、国の支援制度の活用や新たな支援の検討	市	→		
	居住誘導区域外における届出制度の運用	市	→		
	住まい選び等の活用につなげるための災害リスク分析結果の周知	市	→		
災害リスクの低減（ハード）	●国、県、市が連携した施設整備				
	設案ダムの建設推進	国	→		
	小堤整備などの霞堤対策や柳生川地下河川等の河川整備をはじめ地下雨水幹線等の下水道整備、大村排水機場新設等の排水機場整備といった施設整備の推進	国、県、市	→		
	津波や高潮対策の海岸施設整備	県	→		
	河道掘削や樹木伐採、老朽化した河川施設の改修、下水道施設や排水機場等の施設改修の推進	国、県、市	→		
	土砂災害特別警戒区域等における急傾斜地の崩壊防止工事等の土砂災害対策	県	→		
	防災機能の強化に向けた幹線道路網の整備	国、県、市	→		
	災害時の避難路の確保に向けた狭あい道路の解消	市	→		
	下水道施設の耐震化や耐水化、ため池の耐震補強、橋りょうの耐震化	国、県、市	→		
	●災害リスクを踏まえた建物等の対策				
	公共施設における災害リスクを踏まえた長寿命化対策を活用した防災力向上	市	→		
	雨水の流出を抑制するため、雨水貯留施設として再利用する浄化槽の改修費補助	市	→		
	住宅の耐震化を促進するため、旧耐震基準で建築された木造住宅への改修費補助	市	→		
	避難路に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去費用の補助	市	→		

取り組み方針	具体的な取り組み内容	実施主体	実施工程 (令和5年度～)		
			短期 5年程度	中期 10年程度	長期 15年程度
災害リスクの低減（ソフト）	●災害リスクに応じた地域防災力の向上				
	隣接自治体と連携した広域避難体制や三遠南信エリアなどで構成した広域支援体制の構築	市			
	自主防災組織、防災関係機関等の広範囲な参加による総合的な防災訓練の実施	市			
	災害リスクを考慮した指定避難所の運用見直し検討	市			
	医療施設、社会福祉施設、学校といった要配慮者が利用する施設における、避難確保計画の作成支援	市			
	民間施設等に対する避難者の受入協定の締結推進	市			
	災害復旧や医療応援、物資供給などの災害時に必要となる連携の強化	市			
	各地域における防災活動への活用等を目的とした防災コミュニティマップの作成支援	市			
	避難行動要支援者台帳の整備・活用	市			
	防災リーダー養成講座の開催など、防災活動の中心となる防災リーダーの育成	市			
	自主防災組織への支援として、備蓄資機材購入の補助	市			
	豊川流域治水プロジェクトや東三河及び渥美半島流域治水プロジェクトの推進	国、県、市			
	デジタル技術を活用した河川水位等災害リスク情報の収集力強化	市			
	ため池を活用した洪水調整	市			
	土砂災害防止に向けた盛土に対する規制強化の検討	市			
	●地域住民や企業などの防災意識の向上				
	防災まちづくりワークショップの展開による水害リスクの周知	市			
	デジタル技術を活用した浸水シミュレーションなどの整備	市			
	水害リスクマップの作成	国			
	ハザードマップなど水害や土砂災害に関する情報の充実	国、県、市			
浸水シミュレーションやハザードマップ等を活用した災害リスクの事前周知・防災意識の向上	市				
「みずから守るプログラム」の普及促進	県				
自主防災組織への支援として、町・校区で行う防災訓練や防災講話の開催	市				
防災教育として、学校・企業などへの出前講座の実施による防災意識の向上	市				
情報発信・意識啓発に向け、豊橋ほっとメールの他、J-アラート、ホームページ、防災ラジオ、ハザードン(アプリ)等、さまざまなツールを用いた市民への情報発信体制の強化	市				

※このスケジュールは、今後の事業進捗によって変更となる場合があります。

凡例

新規事業
継続事業

第7章 計画の目標と評価

1. 目標値設定の考え方

市町村は、立地適正化計画を策定した場合においては、おおむね5年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等の精査、検討を行うこと。また、その結果や都市計画審議会における意見を踏まえ、施策の充実、強化等について検討を行うとともに、必要に応じて、適切に立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うことが望ましいとされています。(都市計画運用指針)

立地適正化計画の見直しにあたっては、計画の必要性や妥当性を市民等の関係者に客観的かつ定量的に提示する観点から、あらかじめ目標値を設定し、この目標値の達成状況等を評価、分析することとします。

2. 評価指標と目標値の設定

(1) 都市機能や居住の誘導に関する評価指標・目標値

本計画は、「歩いて暮らせるまち」・「暮らしやすいまち」・「持続可能なまち」の実現に向け、人口減少が顕著な一部市街地での人口密度の上昇、高齢者の生活支援、世代間バランスの確保等、本市が抱える課題の解決を視点を、都市機能や居住を適正に誘導し、持続可能なまちづくりの推進を図るものです。

そこで、本計画においては、目標や課題解決に向けて都市機能や居住の誘導を図ることにより期待される効果を客観的かつ定量的に検証する観点から下記に示す評価指標と目標値を設定します。その上で、目標値の達成状況等の検証を行いながら、必要に応じて本計画の見直しを行います。

評価指標		単位	現況値 (H30年度)	目標値 (R22年度)
都市機能誘導 区域内の誘導 施設数	広域機能（豊橋駅周辺）	件	21	26
	広域機能＋地域機能 （すべての都市機能誘導区域）		57	71
居住誘導区域内人口の割合 （歩いて暮らせるまち区域を含む）		%	68.4 ^{*1}	74
歩いて暮らせるまち区域内の人口		人	163,761 ^{*1}	166,300

*1 人口の現況値は平成27年度国勢調査による。

評価指標	単位	現況値 (R4 年度)	目標値 (R10 年度)
公共交通の1日当たり利用者数* ¹ (JR 豊橋駅、名鉄豊橋駅、JR 二川駅、JR 船町 駅、歩いて暮らせるまち区域内の渥美線の駅、 路面電車の停留場)	千人/日 (平均)	62	63

*1 指標で用いる利用者数は鉄道及び路面電車の乗客数とする。

(2) 防災指針に関する評価指標・目標値

いつ災害が発生してもおかしくないという状況において、いざというときに命を守るための避難行動が必要であるという観点から、中長期に及ぶ土地利用やハード対策に関する指標ではなく、早期に効果発現が見込まれるものとし、評価指標は、災害リスクの低減に向けたソフト対策に関する指標を設定することとし、各種ソフト対策の効果により防災意識が向上することで参加の増加が見込まれる地域住民や企業を対象とした「防災訓練・講話の参加人数」及び地域住民の防災意識の向上に資する「防災まちづくりワークショップの開催校区数」とします。

評価指標	単位	現況値 (R4 年度)	目標値 (R10 年度)
防災訓練・講話の参加人数	人	54,197	63,000
洪水浸水想定区域* ¹ を含む校区の 防災まちづくりワークショップの開催校区数(累計)	校区	2	16

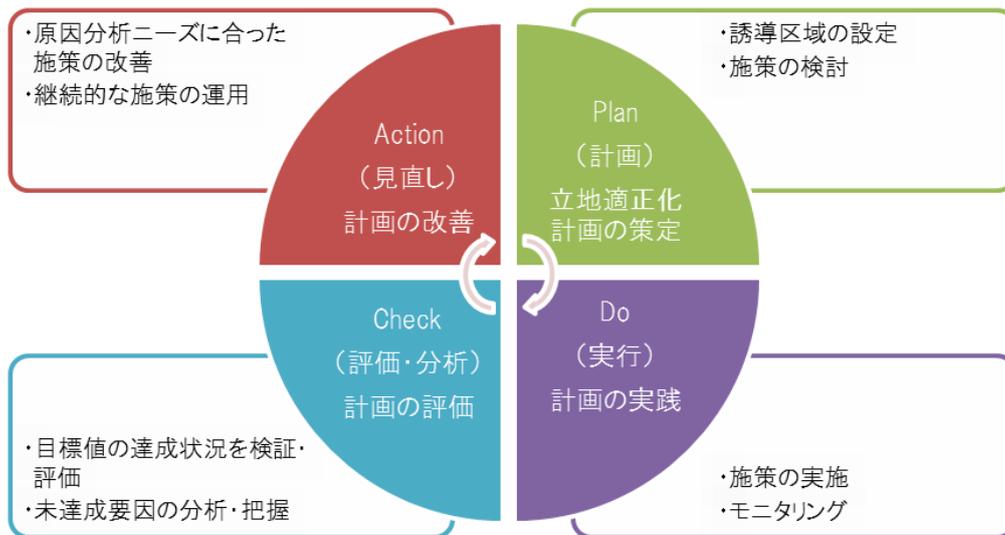
*1 想定最大規模における浸水想定区域

3. 進行管理方法

本市においては、毎年モニタリングを実施して進捗状況を確認するとともに、おおむね5年毎に計画の評価等を実施します。また、豊橋市都市計画審議会にも評価結果を報告し、意見聴取を行い、評価結果を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行います。

さらに、その後もPDCAサイクルの考え方にに基づき、継続的に計画の評価、見直しを行い、計画の充実を図ります。

図 PDCA サイクルのイメージ



平成30年9月1日 公表

(令和6年4月1日 最終改定)

発行 豊橋市

編集 豊橋市都市計画部都市計画課

〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地

電話 0532-51-2384